

大阪市青少年指導員活動交付金福島区実施要領

制 定 平成 26 年 4 月 1 日
最近改正 令和 元年 7 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市青少年指導員活動交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、福島区における大阪市青少年指導員活動交付金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(算定基準額)

第2条 交付要綱第4条第2項に基づき、算定基準額を別表のとおり定める。

2 別表に定めのない活動内容を行う場合の算定基準額については、隨時、区と協議を行うものとする。

(軽微な変更)

第3条 交付要綱第8条第1項第1号における軽微な変更は次のとおりとする。

- (1) 事業開催日の変更
- (2) 支出内容の変更

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正要領は、令和元年 7 月 1 日より施行する。但し、平成 31 年度交付金精算時についても適用する

別表（第2条関係）

対象活動	具体的な活動内容	算定の基準となる年間実施回数／規模	算定基準額（円）
(1)青少年問題に関する啓発に関する活動	啓発活動	年1回	上限額 82,500円
	広報紙の発行	1回 3,000枚	
(2)青少年の指導及び相談に関する活動	夜間巡視(指導ルーム)	年12回	上限額 290,400円
(3)地域における青少年健全育成に関する活動	区青指活動	年7回以上	上限額 406,300円
	校下青指活動	年20回以上	上限額 884,400円
(4)その他区長が定める活動	地域協議会会議の開催	年12回	上限額 39,600円
			1回単価 3,300円